○○自治会規約（例）

**第１章　総則**

（名称及び事務所）

第１条　この会は、○○自治会（以下「本会」という。）と称し、事務所を○○に置く。

（区域）

第２条　本会の区域は、柳井市○○番地から○○番地までとする。

（会員）

第３条　本会の会員は、原則第２条に定める区域に住所を有する個人とする。

２　本会に入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

３　本会に入会の届出があったときには、正当な理由なくこれを拒んではならない。

４　会員が次の各号に該当する場合には、退会したものとする。

（１）第２条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

（２）本人から第２項に定める退会の届出があった場合

５　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

（目的）

第４条　本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住み良い地域社会の形成に資することを目的とする。

（事業）

第５条　本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる地域活動に取り組む。

（１）会員相互の親睦に関すること。

（２）清掃、美化等の環境整備に関すること。

（３）防災、防火、交通安全に取り組むこと。

（４）住民相互の連絡、広報に関すること。

（５）その他本会の目的達成に必要なこと。

**第２章　役員**

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

（１）会長　　　１人

（２）副会長　　○人

（３）会計　　　○人

（４）部長　　　各部１人

（５）監事　　　○人

（役員の選任）

第７条　会長、副会長、会計及び監事は、総会において会員の中から選任する。

２　部長は、会員の中から会長が委嘱する。

３　監事は、会長、副会長その他の役員を兼ねることができない。

（役員の職務）

第８条　役員は、次の職務を行う。

（１）会長は、本会を代表し、会務を総括する。

（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（３）会計は、本会の会計事務を処理する。

（４）部長は、会長の命を受けて、会務を分担する。

（５）監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不整の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

（役員の任期）

第９条　役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の解任）

第１０条　役員が規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

**第３章　総会**

（総会の構成）

第１１条　総会は、全会員をもって構成する。

（総会の種類）

第１２条　総会は、定期総会及び臨時総会とする。

２　定期総会は、毎年○月に開催する。

３　臨時総会は、会長が必要と認めたとき、全会員の○分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第８条第５号の規定により監事から請求があったときに開催する。

（総会の招集）

第１３条　総会は、会長が招集する。

２　総会を招集するときは、会員に対し会議の目的、内容、日時及び場所を示して、開催日の○日前までに通知しなければならない。

（総会の審議事項）

第１４条　総会は、次の事項を審議し、議決する。

（１）事業計画及び事業報告に関する事項

（２）予算及び決算に関する事項

（３）役員の選任及び解任に関する事項

（４）規約の改正に関する事項

（５）その他重要事項

（総会の議長）

第１５条　総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

（総会の定足数）

第１６条　総会は、全会員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

（総会の議決）

第１７条　総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の議事録）

第１８条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員を含む。）

（３）開催目的、審議事項及び議決事項

（４）議事の経過の概要及びその結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人○人以上が署名押印をしなければならない。

**第４章　役員会**

（役員会の構成）

第１９条　会の中に役員会を置く。

２　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の招集）

第２０条　役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

（役員会の審議事項）

第２１条　役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会において議決された事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

**第５章　会計**

（会計）

第２２条　本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

（会費）

第２３条　本会の会費は、１世帯当たり月額○○円とする。

（会計年度）

第２４条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる

　（会計監査）

第２５条　会計の監査は、随時これをすることができる。

　（会計報告）

第２６条　収支計算書と財産目録を作成し、これを年１回総会で報告して承認を得る。

**第６章　雑則**

（その他）

第２７条　この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、別に会長が定める。

附　則

この規約は、○○年○月○日から施行する。